2013年8月21日

総務大臣

新藤義孝 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長　徳永 秀昭

要　　請　　書

地方自治の確立に向けた貴職の日ごろからのご尽力に敬意を表します。

さて、経済・雇用の地域間格差の拡大、地方分権の推進、少子・高齢化の進行、情報化の進展など社会の大きな変動期にあって、住民生活に密着した地方自治体の果たす役割はますます重要になっています。とりわけ政令市においては、基礎自治体としての基本的役割とともに、広域的な産業や住民生活を支える拠点としての役割も求められています。

都市への人口集中に伴う雇用・貧困対策も深刻化しています。とくに近年の生活保護申請の急増によって財政需要が膨らむ一方、税財源の不足により政令市の財政運営は厳しさを増しています。各都市においては行財政運営の簡素化・効率化に取り組んでいるところですが、根本的には地方税などの自主財源を拡充強化することが急務となっています。

大都市制度のあり方の検討が進められる中、地方分権をより一層推進する立場から下記の項目について要請しますので、貴職の積極的な対応をお願いいたします。

記

**１．地方分権の推進に対応した税財政制度の改革、大都市税源の拡充強化について**

（1）消費税･所得税など基幹税の税源移譲と自治体の役割に見合った地方税中心の歳入構造をめざすこと。また、法人所得課税や消費･流通課税の配分割合を拡充強化し、大都市税源の充実を行うこと。

（2）地方財政計画、地方交付税算定のあり方について、国の政策方針による一方的な決定によるものでなく、国と地方の十分な協議のもとに決定すること。

（3）地方財源確保に向けて、臨時給与削減により減額された給与関係経費等に関わる財源の復元をはかるとともに、社会保障分野のセーフティネットの確立、環境対策の充実、農林水産業振興など、増大する地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方財政計画の拡大、地方交付税の必要総額を確保すること。

（4）高齢化による公費負担の増加、待機児童対策などの子育て支援など、社会福祉の行政需要の拡大に対応するための財源確保を行うこと。

（5）地方交付税は、財源保障と財政調整機能の堅持･強化と、自治体の安定的財政運営に必要な財源を確保し、大都市特有の財政需要に応じた措置を講じること。また、特別交付税の減額について、人件費にかかる要件を削除すること。

**２．賃金･労働条件、公務員制度について**

（1）地方公務員の労働条件の決定は各自治体における労使交渉と合意を尊重し、その決定に対して介入を行わないこと。特に給与削減を行わない自治体に対する調査・ヒアリング等の不当な介入を中止すること。また、技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、民間給与との単純比較に基づく抑制を行わないこと。

（2）被災自治体や被災自治体に職員を派遣する自治体において、メンタルヘルス対策の充実をはじめとして、職員の健康をサポートする体制の強化とこれに係る財政支援を行うこと。

（3）地方公務員の雇用と年金の接続については、「国家公務員の雇用と年金の接続について」（2013年3月26日閣議決定）に基づき、各自治体においても確実に接続できるよう、多様な措置を講ずること。

（4）「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」をふまえ、地方自治体において、数値目標を含む女性職員の採用・登用拡大計画が労使協議に基づいて策定・実施されるよう、必要な支援策を講じること。

（5）2013年4月からの障害者の法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、障害者雇用を一層促進すること。そのために必要な職場環境の整備を行うこと。

**３．地域公共サービスの充実および政策課題について**

（1）生活保護受給者の急増は、保護基準の切り下げ等による対処ではなく、生活困窮者支援に向けた体制整備や「求職者支援制度」の保障水準の引き上げなどの機能を強化することにより改善するよう、関係省庁と協議すること。また、生活保護の不正受給対策やケースワーク機能の充実、福祉事務所の実施体制を強化するため、地方交付税措置の充実を図ること。

（2）災害時に起こりうる大都市特有の課題、特に道路・交通網の遮断による帰宅困難者対応や木造密集市街地対策などに必要な財源を確保すること。また、災害時にも適切かつ安全な医療・福祉提供体制を維持するため、施設の耐震化や補強、自家発電設備の整備等の対策を継続・拡充すること。

（3）仙台市など、被災地域の復興まちづくりは、地域主権を原則とし、地域の特性やニーズ

などを十分にふまえた地域主体のまちづくりとなるよう進めること。また、震災による影響を鑑み、各都市の既存事業について、期間を延長するなど柔軟な対応を図ること。

（4）第30次地方制度調査会の「答申」をふまえ、都道府県から政令指定都市への事務移譲を行う場合には必要な税財源の確保など必要な対応を行うこと。

以　上